

子育て世帯への臨時特別給付をめぐって

社会保障給付の形態には「現金給付」とモノやサービスを直に提供する「現物給付」があるが、その選択をめぐってしばしば議論になる。2021年度補正予算で導入された子育て世帯への臨時特別給付をめぐり議論もその最近な例であった。政府原案は、2021年度コロナ予備費を活用した5万円の現金給付に加え、2021年度補正予算案による5万円相当のクーポンを基本とした給付の併用。前者については年内支給、追加する後者の給付については「来年春の卒業・入学・新学期に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる給付」とし、「ただし、地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能とする」というものであった。だが、原則クーポンとする追加の給付には市区町村から批判が相次ぎ、結局、現金給付の選択を認めることになり、最終的にクーポンを活用するのは全国1741の市区町村のうち7団体にとどまり、ほとんどが全額を現金給付とした。

政府がクーポン給付にこだわったのは、現金給付ではそれが確実に子ども向けの消費に充てられる保証がないという問題があったからである。実際に、全国民に一律10万円を支給した2020年の特別定額給付金については、その7割以上が貯蓄に回ったという試算もあった。一方、クーポン給付であれば、それが子育て関連商品の消費に回り、直接的に子どもを支援できるほか、民間事業者の振興や子育てサービスの創出、消費の下支えにもつながる経済効果も期待できると説明されていた。

しかし、現金給付とは別途にクーポン給付を追加すると、支給事務が煩雑になるほか、クーポン券の印刷・広報なども含め、事務費が1000億円近くも増える。加えて、クーポン券による消費分だけ家計支出が軽減され貯蓄が増えるという指摘もあり、その場合、2020年の特別定額給付金に類似の結果になる。理論的にもミルトン・フリードマンの「恒常所得仮説」によれば、消費は短期的な変動部分を除いた恒常所得の関数である。給与に占める賞与の比重が高い日本では、賞与が家計貯蓄に回る割合が高く、消費は主に恒常的な収入である月例の給与への依存度が高いと説明されることがある。そうであれば、臨時の一時的な給付よりも児童手当など定期的な給付に充てた方が消費に回る可能性が高いということになる。

現金給付の最大のメリットは、受給者の選好が消費に反映されることと行政コストが小さいことであり、高齢退職や失業などの所得喪失時の一定の生活水準の保障を目的とする場合に採用される。一方、現物給付に優位性が置かれるのは、①個人差が大きく、一律の現金給付では過不足が発生する場合、②サービスの利用につなげることにより確実な政策効果を達成する場合、③消費の外部経済効果が大きい場合、④民間の自由市場のサービスに十分な信頼がおけない場合などであり、一般に医療や福祉の分野では現物給付が選択される。

消費選択の自由は生活保護の生活扶助においても尊重されている。今回の臨時特別給付の狙いが子育て世帯の生活支援にあるのであれば現物給付にこだわる必要はないのであろう。

山崎 泰彦 (やまさき・やすひこ) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）など。

